

日本酪農の危機打開のための緊急提言

平成 25 年 8 月

一般社団法人 全国酪農協会



緊急提言に当たって

一般社団法人 全国酪農協会
会長 馬瀬 口 弘 志

わが国の酪農は長引く飼料高騰などにより、戸数と生乳生産量の減少に歯止めがかからず、混迷の時代を迎えています。地域によっては、遠からず生乳生産が大幅に減少する事態も想定されます。

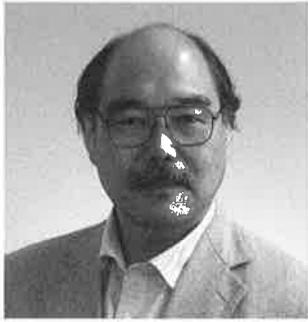
T P P参加に意欲的な日本政府と目の前の生産費の高騰が酪農生産現場に先の見えない不安を増幅させています。それが「新たな投資は躊躇せざるを得ない」「酪農家の親から子供への経営委譲に踏み切れない」理由の大きな要因になっています。このままでは、いずれ廃業する酪農家が続出することが危惧されますし、T P P以前の問題として、次代を担う酪農後継者が育たないばかりか、生乳生産基盤の弱体化により日本酪農が崩壊してしまうのではないかと強い危機感を感じております。

今回、緊急提言を発表するに当たり、一言お断りしておきたいのは、本提言は、T P P加入を前提に、条件提示することを意図したのではなく、日本酪農の将来に向けて、中心となる家族酪農経営が持続できるような、国による政策・制度が必要という危機感から、現時点の情勢を踏まえて本会が取りまとめたものであります。

本提言は、自給飼料生産を振興するための農地直接支払制度の導入と酪農所得補償のための経営所得安定制度の法制化（創設）が柱となっており、検討方向としての配合飼料価格安定基金の畜種別経営安定基金と融資制度への統合、担い手対策及び行政、酪農乳業者が一体となつての余乳処理体制の構築なども盛り込まれています。今後、酪農関係団体と垣根を超えて議論を深めながら政府・与党に働きかけ、実現を目指したいと考えております。

また、本会では、これまで平成19年末からの飼料高騰による平成の畜産危機を契機に平成21年3月、平成22年8月と過去2度の政策提言を行ってきました。さらに、提言内容の実現を目指して本会独自の基金を造成し、平成21年度から3年間（第1次基金事業）、次いで平成25年度から3年間（第2次基金事業）を期間とした「地域酪農生産活性化対策支援事業」を実施しております。

なお、今回の提言の取りまとめに当たり短期間の制約の中で精力的にとりまとめにご尽力いただいたワーキングチームリーダーの小林信一日本大学教授をはじめ各委員の方々に深く感謝申し上げます。



緊急提言に当たって

全国酪農協会・酪農政策ワーキングチーム・リーダー 小林 信一
(日本大学生物資源科学部教授)

全国酪農協会など4団体で構成する酪農研究会として、第1次提言「日本酪農の持続的発展のための提言」(平成21年3月)および第2次提言「多様で持続的な発展のための制度政策とは」(平成22年8月)を公表した。今回は実質的に3度目の提言として、「日本酪農の危機打開のための緊急提言」をさせていただいた。

1次提言では、生産者団体への提言として7項目、行政への要請事項として4項目を掲げ、第2次提言では、そのうち行政への要請事項をさらに検討して提言した。今回の緊急提言では、政策に関する具体的な提案と、生産者団体として至急行うべきことを合わせて提言した。

こうした提言を行った背景には、昨今の酪農経営の危機的状況がある。牛乳消費の減退が続く中で飼料価格の高止まりが続いており、酪農経営をめぐる環境は厳しい。食料・農業・農村白書によると平成20年度の酪農家の1時間当たり所得はわずか766円で、16年度の1,509円の半以下にまでに減少している。また、経営悪化の状況は地域ごとに大きな差が見られ、製造業などの平均賃金で算出している家族労働費の確保率は、平成19年度(1時間当たり約1,300円)でも北海道が9割近くであるのに対して、中国地方は6割以下、東北、北陸は6割程度でしかない。これではますます都府県の酪農家戸数は減少し続けるだろう。北海道が生乳生産の5割以上を常に占め、さらに道東がその3/4を占める状況は望ましいものではない。全国に多様な酪農家が存在してこそ、生乳生産の他、農地管理や地域経済の振興、教育的な効果など酪農の社会的意義が発揮できる。

我々の提言は、全国に家族経営を中心とした酪農経営が存続しえるために、少なくとも家族労働費部分を所得として確保できるようにするための所得補償制度の導入と、自給飼料生産基盤強化や耕作放棄地再生などを図るために、農地の直接支払制度に、農地の畜産的利用をきちんと位置づけることを柱としている。

TPPへの加入が現実のものとなれば、酪農経営はさらに厳しいものになる。こうした状況を切り開くには、酪農がわが国にとってなくてはならない存在であることを基礎とした政策的な支援や国民的なバックアップが不可欠である。しかしそうした支援を受けるには、まず生産者が一致団結することが必要であると考えます。生産者団体など生産者が一致団結して、自らがまず一歩前に出ることが非常に重要であると考えている。そして、残された時間はあまりないと危機感も持っている。この半年にどこまでそれを達成することができるのか。勝負の年だろう。

日本酪農の危機打開のための緊急提言

前提

今回提言する制度政策は、TPP加入を前提としていない。TPPは日本の農業のみならず日本の国の形を変えてしまう最悪の選択である。TPP加入により酪農は壊滅的な影響を受け、また以下に提案する制度も深刻な財政問題に逢着し、その創設、維持は極めて困難になることが予想される。

日本における酪農の存在の意義

酪農が日本に存在することは、①重要な食料の提供、②地域の農地や環境の守り手、③食と命の教育、④雇用の創出、などから社会的に意義がある。しかし、現実には飼料価格の高騰や経営安定制度が不十分なために、酪農経営は危機に瀕しており、特に都府県では地域によっては酪農が消滅しつつある。家族経営を中心とした多様な酪農経営が全国的に存続可能なためには、以下の施策が必要であると考え、提言する。

提言

1. 農地を荒廃から守り、自給飼料生産を振興するための農地直接支払制度の導入

- ① 農地の多面的機能に対する直接支払を酪農支援の基本と位置づける。
- ② 農地の維持や耕作放棄地の再生には畜産的利用（放牧、水田における飼料用米、WCSを含む田畑での飼料生産）が最適であり、飼料生産や放牧などを振興するための政策の強化が必要である。
- ③ そのために、水田と畑地に対する直接支払制度に畜産的利用をきちんと位置づけ、地目による支払単価の格差を小さくする。
- ④ 上記の制度の導入を前提として、環境支払や中山間地域等直接支払、持続的酪農経営支援事業など他の直接支払制度との整理・統合を検討する。

2. 酪農所得補償のための経営所得安定制度の法制化

- ① 家族労働費部分を補償する酪農経営安定基金を創設し、安心して経営できるセーフティネットとする。
- ② 参加は任意として、掛け金方式とする。
- ③ 掛け金部分を除いても、家族労働費部分は補償されるように制度設計する(注1)。
- ④ 国の拠出割合については別途検討することとするが、基金枯渇時には国による対応が行えるようにする。
- ⑤ 法令による制度とし、経営者が安心して中長期の経営見通しが立てられるようにする。
- ⑥ 配合飼料価格高騰などによる経営悪化時の資金繰りが適切に行われるように、融資制度を組み合わせる。
- ⑦ 地域別の補償とし、全国各地に広く酪農家が存続できるようにする。

3. 配合飼料基金制度の抜本的改革

現行基金制度については、政府も平成26年度からの抜本的制度改革を目指して現在、検討中であるが、現行基金の抱える財政問題など(注2)を解決するために、配合飼料基金を畜種別経営安定基金へ統合することも検討に加えるべきであろう。従来の配合飼料基金制度が果たしきれない機能は、配合飼料価格高騰時の融資制度と組み合わせることで、この「経営安定基金」が実質的にカバーできる。

4. 担い手対策への取組み

担い手研修、後継者対策、新規参入者受入対策、ヘルパー・コントラクター制度充実など担い手支援に、生産者団体(農協等)がさらに積極的に取り組む必要がある。具体的には、自給飼料や地域の未利用資源に基づいたTMRセンターやコントラクター事業体の設立・運営の支援に生産者団体が取り組むとともに、新規就農希望者やヘルパー、コントラクターオペレーターの雇用の安定とキャリアアップ(新規就農先の確保を含む)についても、生産者団体が積極的に関与する。全国連等の中央団体は経営・技術指導や出資などにより、地域の取組みをサポートする仕組み作りを行う。

5. 乳価交渉力の強化

乳価交渉における生産者団体の立場を強化するために、全国連再委託等による広域需給調整体制を整備し、構造的な需給不均衡問題に対応する。加えて、生産者団体が主導し、乳業メーカーと連携して余乳処理体制を構築し、短期的・季節的な需給不均衡問題に対応する。また、上記の対応を円滑に実施するために、国からの助成を求めるとともに、地域や生乳需給の実態に配慮した上で、生産者による拠出金制度創設を検討する。

6. 以上の項目について、今後関係機関・団体が十分協議を行い、提言の実現に努めてほしい。

注1. 他産業労働者の時給を基準にしている家族労働費は約1,500円（平成23年度）で、都府県の平均値である家族労働人数2.4人、搾乳牛1頭当たり108時間、搾乳牛37頭、労働時間約4,000時間で、家族労働費総額は約600万円である（表参考）。

注2. 現行配合飼料基金の問題点としては、以下が指摘できる。

- ① 3基金が債務超過の状況になっている。
- ② 契約不更新の場合に返還義務があるので事実上、補填金は簿外債務であるが、収益に計上しているため、収益性が高い農家の場合は税金が高くなる。また加入者個別の借入相当額については明らかにされていない。
- ③ 基金加入者は、国産粗飼料増産対策事業、草地生産性向上対策事業、酪農環境負荷軽減支援事業など農水省事業への参加に際し、加入継続が要件となっている。
- ④ 配合飼料の購入量に応じた補填となっており、自給飼料の生産拡充と整合性のとれた制度となっていない。
- ⑤ 飼料価格の激変緩和としてはある程度意味があるが、高止まり時には補てんされないなど、効果ある補てんがなされていない。
- ⑥ 通常補てん基金には国の拠出金がないので、生産者のメリットは少なく、この基金は、生産者とメーカーの拠出であり、メーカーは配合飼料価格に負担金を転嫁するので最終的には生産者もちの構造と言える。

以上

酪農経営の経営状況（平成23年度）

	家族農業 従事者数	搾乳牛頭数	搾乳牛当たり 家族労働時間	自給飼料 労働時間	家族労働時間	自給飼料 労働時間
	人	頭	時間/頭	時間/頭	時間	時間
全 国	2.5	49.2	93.9	5.7	4,619	280
都 府 県	2.4	36.7	108.3	5.8	3,975	212
北 海 道	2.7	71.5	80.7	5.6	5,768	401
東 北	2.2	28.1	126.6	7.4	3,558	207
北 陸	1.4	17.6	133.2	2.1	2,345	37
関 東・東 山	2.4	36.0	102.7	5.4	3,697	193
東 海	2.5	56.2	86.0	2.7	4,833	153
近 畿	2.9	30.5	130.1	6.2	3,968	189
中 国	2.4	33.9	123.5	4.3	4,187	145
四 国	2.1	27.7	124.5	6.6	3,449	184
九 州	2.6	45.1	108.1	6.4	4,875	289

	搾乳牛当たり 家族労働費	搾乳牛当たり 自給飼料 生産費	家族労働費	自給飼料 労働費	家族 労働費/時	1人当たり 家族労働時間
	円/頭	円/頭	円	円	円	時間
全 国	144,524	9,033	7,110,581	444,424	1,539	1,848
都 府 県	164,944	8,574	6,053,445	314,666	1,523	1,656
北 海 道	125,768	9,456	8,992,412	676,104	1,559	2,136
東 北	174,571	10,217	4,905,445	287,098	1,379	1,617
北 陸	205,964	3,365	3,624,966	59,224	1,546	1,675
関 東・東 山	165,890	8,262	5,972,040	297,432	1,615	1,540
東 海	150,877	4,772	8,479,287	268,186	1,755	1,933
近 畿	215,819	9,377	6,582,480	285,999	1,659	1,368
中 国	185,470	7,441	6,287,433	252,250	1,502	1,744
四 国	180,271	9,253	4,993,507	256,308	1,448	1,642
九 州	155,998	9,124	7,035,510	411,492	1,443	1,875

資料：畜産物生産費調査

注：自給飼料労働時間には、雇用労働時間を含む

全国酪農協会・酪農政策ワーキングチーム（WT）の開催日程

- ① 第1回会合・3月26日（火）・八重洲富士屋ホテル＝ 8:30～11:00
- ② 第2回会合・4月1日（月）・酪農会館＝14:00～16:30
- ③ 第3回会合・4月12日（金）・同＝17:00～19:30
- ④ 第4回会合・4月25日（木）・同＝ 9:00～12:00
- ⑤ 第5回会合・5月15日（水）・同＝15:00～18:00
- ⑥ 第6回会合・6月11日（火）・同＝18:00～20:00
- ⑦ 第7回会合・6月22日（土）・同＝10:00～12:00
- ⑧ 第8回会合・7月10日（水）・同＝15:00～17:00
- ⑨ 第9回会合・緊急提言の記者会見・7月24日（水）・同＝10:00～14:00

平成25年度全国酪農協会
酪農政策ワーキングチーム（WT）委員名簿

（一社）全国酪農協会

（順不同・敬称略・平成25年7月24日現在）

1. ワーキングチームリーダー

小林 信一（全国酪農協会酪農研究会専門部会座長・
日本大学生物資源科学部教授）

2. 委員

谷口 信和（東京農業大学農学部教授）
鈴木 宣弘（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）
並木 健二（中央酪農会議参与）
神山 安雄（農政ジャーナリスト）
森 剛一（税理士・酪農コンサルタント）
馬瀬口 弘志（全国酪農協会会長）
今関 輝章（全国酪農協会常務理事）
三国 貢（全国酪農協会理事・事務局長）